

盛土等に伴う災害の防止に関するアドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）に基づく盛土等に伴う災害を防止するため、盛土等に伴う災害の防止に関するアドバイザーの設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法に基づく盛土等に伴う災害の防止に関することについて、専門的視点からの意見を聞くため、盛土等に伴う災害の防止に関するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、盛土等に伴う災害の防止に関して専門的知識及び経験を有する者の中から、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年以内とする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを更新することができる。

(所掌事務等)

第5条 アドバイザーの所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 規制区域指定に関し必要な助言を行うこと。
- (2) 既存盛土等調査に関し必要な助言を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく盛土等に伴う災害防止のために必要な助言を行うこと。

(費用の支払)

第6条 アドバイザーが、第5条の業務に従事した場合、謝金及び旅費を支払うものとする。

(庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、土木部盛土対策室が処理する。

附 則

この要綱は、令和5年8月31日から施行する。